

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案
に対する意見公募要領

令和3年4月26日
経済産業省資源エネルギー庁
電力基盤整備課
省エネルギー課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和2年8月から令和3年4月にかけて、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会合同石炭火力検討ワーキンググループにおいて、非効率石炭火力のフェードアウトに向けた規制的措置について議論を行いました。

同ワーキンググループでの議論を踏まえ、関係法令を整備するため、この度「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

別紙「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年4月26日（月） ～ 令和3年5月25日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙様式の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下のいずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力基盤整備課 パブリックコメント担当 宛

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛にお送りください。

F A X 番号 : (0 3) 3 5 8 0 - 8 5 9 1

(4) 電子メール (意見提出用紙を添付してお送りください。)

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス (経済産業省) : denryoku.publiccomment@meti.go.jp

(電子メールの件名を「省エネ法施行規則及び判断基準の一部改正案に対する意見」としてください。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とします。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があります。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合や、個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表時に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力基盤整備課
パブリックコメント担当 宛

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」及び「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の一部改正案に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	